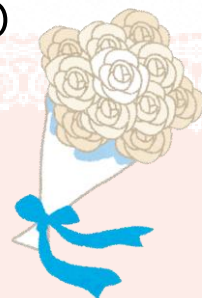


令和6年度



朝来市結婚新生活支援補助金

朝来市内で新生活をスタートさせる新婚世帯の
スタートアップ費用を支援します。



婚姻時の年齢が

♥ 夫婦ともに29歳以下 → 最大 60 万円

♥ 夫婦ともに39歳以下 → 最大 30 万円 補助します！

住宅取得費用

新築または購入した費用
※ 中古住宅の購入も含む

住宅リフォーム費用

賃貸住宅費用

賃料及び共益費（1か月分）
敷金、礼金、仲介手数料

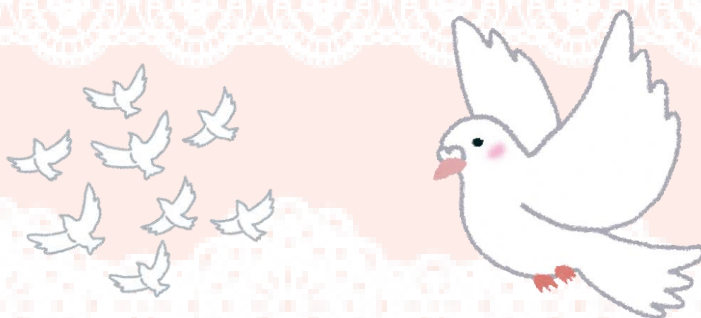
結婚に伴う引越費用

引越事業者または運業者に
支払った費用

*令和6年4月1日～令和7年3月31日に夫婦が支払った費用に限ります。

♥ 対象世帯

- 1、R6.1.1～R7.3.31の間に婚姻届が受理された夫婦であること
- 2、夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下であること
- 3、夫婦の合計所得が500万円未満であること
(*奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を所得から控除して計算します。)
- 4、対象となる住居が朝来市内にあり、申請日に夫婦双方又は一方がその住宅に住民登録をして居住していること
- 5、他の公的な住宅取得支援などの補助金を受けていないこと
- 6、夫婦ともに過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと
- 7、夫婦ともに市税等市の徴収金を滞納していないこと
- 8、夫婦ともに暴力団員等ではないこと



♡ 必要書類

- (1) 結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (3) 補助金等交付請求書（規則様式第11号）
- (4) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (5) 夫婦それぞれの前年分の所得証明書
（*転入等で朝来市で所得を確認できない場合）
- (6) 振込先口座の通帳の写し（申請者名義のもの）

* 申請内容に応じて以下も併せて提出

- 売買契約書および領収書の写し → 住居を購入した場合
- 工事請負契約書および領収書の写し → 住居を新築またはリフォームを行った場合
- 賃貸借契約書および領収書の写し → 住居を賃貸している場合
- 奨学金の返済額が分かる書類(奨学金返還証明書など) → 貸与型奨学金を返済している場合
- 引越しに係る見積書及び領収書の写し → 引越費用の補助金交付を申請する場合

♡ 申請の流れ

申請期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

1 申請する

補助金交付申請書兼請求書に
必要書類を添えて申請してください。
郵送または窓口へ直接お持ちください。

2 書類審査

記載内容や必要書類に不備・不足がある場合は
再提出をお願いすることがあります。
(前年分の所得を確認しますので、6/1以降
の審査となります。)

3 決定通知が届く

対象となる場合は補助金交付決定通知書
にて通知します。

4 補助金の振り込み

指定口座に振り込まれます。

5 今後の事業内容検討のため

アンケートへのご協力をお願いいたします
アンケートはこちら→



申請・お問い合わせ

朝来市役所 市民協働課 あさご暮らし応援室

〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1

TEL 079-672-1492 FAX 079-672-4041

メールアドレス teijuu@city.asago.lg.jp

